

「高齢者食の自立支援サービス」の改正について

利用者負担額の改定

「高齢者食の自立支援サービス」の利用者負担額を、令和 6 年 7 月 1 日から次のとおり改定いたします。

ご利用者の皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、本サービスを安定的に継続していくため、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 食あたりの利用者負担額

改定前（令和 6 年 6 月まで）	改定後（令和 6 年 7 月から）
522 円（税込）	544 円（税込）

改定の理由

「高齢者食の自立支援サービス」では、高齢者の在宅生活を支援するために、配食事業者に委託し、栄養バランスのとれた食事の配食と安否確認を行っておりますが、昨今の物価高騰により、人件費、食材費、燃料費等の経費が増加し、配食事業者の経営を圧迫しているのご意見が出ております。

そのため、現在の制度を安定的に継続するためには、配食事業者への本市委託料を引き上げるとともに、利用者負担額を引き上げさせていただくことも必要と判断いたしました。

なお、利用者負担額の改定につきましては、経過措置期間（周知期間）を設け、令和 6 年 7 月 1 日から実施することとしております。

改定額の積算方法

前回利用者負担額を改定した令和 2 年度からの仙台市消費者物価指数の伸び率を踏まえ、以下のとおり算定しております。

- 令和 2 年度から令和 4 年度までの指数平均値の変化率：4.2%
（令和 2 年度指数平均 99.9 ⇒ 令和 4 年度指数平均 104.1）
- 改定額：改定前の負担額 522 円 × 1.042 ÷ 544 円（小数点以下四捨五入）

サービスの変更・廃止を希望される場合

今後、「高齢者食の自立支援サービス」の利用を希望されない場合や、配食の回数・時間帯等を変更する場合には、各区役所・宮城総合支所でのお手続きが必要となりますので、担当のケアマネジャー又は地域包括支援センターにご相談ください。